

「心の性」学校配慮12年

文科省通知具体化の功罪

性同一性障害(GID)のため小学校から「心の性」で受け入れられた兵庫の優さん(18)は仮名に続き、全国の学校で同じ悩みを抱える子どもたちが声を上げたことで、文部科学省は2015年、GIDの児童・生徒に対する

配慮を求める通知を全国の教育委員宛てに出した。「画期的」と評価する声がある反面、支援の事例集が「柔軟性を欠いた対応を招く」との批判もある。関係者に話を聞いた。

(1面参照)

| | |
|--------|-------------------------------|
| 服装 | 自認する性別の制服や体操着の着用を認める |
| 髪形 | (戸籍上男性の児童生徒に)標準より長い髪形を認める |
| トイレ | 職員トイレや多目的トイレの利用を認める |
| 呼称の工夫 | 通知表などを、児童生徒が希望する呼称で記す |
| 授業 | 体育・保健体育で別メニューを設定する |
| 水泳 | (戸籍上男性の児童生徒に)上半身が隠れる水着の着用を認める |
| 修学旅行など | 1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす |

性同一性障害の児童生徒に対する学校の配慮事例

※文部科学省調べ

文科省の通知には、最後に「支援の事例」という9項目にわたる一覧表がついており、「服装」という項目では「自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める」とある。抽象的な文言だけでなく、具体的な対応に切り込んだ通知で、評価する声があるゆえんだ。

「文科省側は通知を作る際、マニュアルのようなものを求めていた」と話すのは、通知作りに携わったGID学会理事長の中塚幹也・岡山大学院教授。中塚教授は「そんなに単純なものではない」と反対し、出すとすれば失敗例も含めた事例集を提案したが、最終的に通知のような表になったと明かす。



支援事例明示に評価の声

「画一的な対応」招く恐れ

交流会を11年主宰している点。制服や呼称など、それとも踏まえ、「通知は80まで特例扱いだったことが

標準化された」と一定評価する。しかし、懸念するのは対応の画一化だ。「学力や体力と違い、(体の)性別は、生徒自身もどこに属するか知っているため、教室内をまとめる際に使われやすい」といい、その基準を揺るがすGID児童・生徒に戸惑う教員が、通知の支援例をマニュアルのように使ってしまう恐れがあるという。

実際、奈良県の公立中学

小学校から高校まで「心の性」で受け入れられた優さん(仮名)。現在は肉牛牧場で働く。兵庫県内

校に「心の性」に基づき女子生徒として通う舞さん(14)は、仮名は、修学旅行を迎えるにあたり、同室の女子全員が構わないと言っているのに、通知通りの「1人部屋の使用」を強要されたという。また、兵庫の優さんは、通知の配慮例にある通り女子生徒として中学時代に運動部で活動。市内大会で準優勝したものの、本来なら進める次の大会への出場が認められなかった。土肥さんは言う。「通知に書いてあるのは最低ライン。具体的な配慮例を記したことの良さもあるが、逆にそれをええやればよいというふうな、ガラスの天井を作ってしまった」。優さんの受け入れから12年。学校現場は今、GIDの子どもの受け入れで本質的な変化を求められている。

(権見真一郎)